

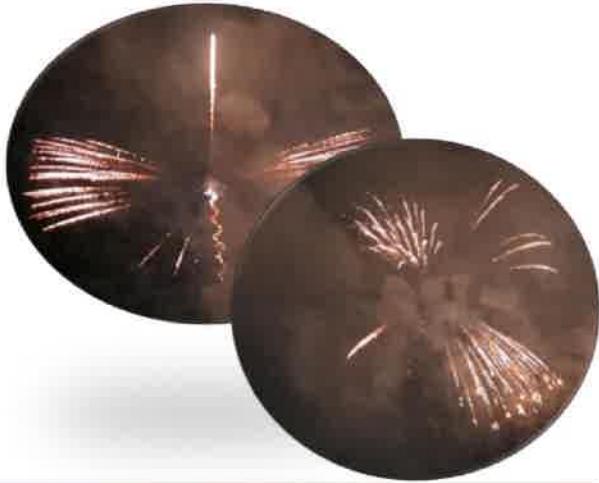
経営者によりそうパートナー

みどり通信 8月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社エムアイサービス



第284号 2024. 8. 9



夏は全国各地で花火大会やお祭りが開催されますが、写真は先日行われた長岡まつり大花火大会の写真です。

長岡花火は慰霊、復興が起源の花火大会で、今年の中越地震復興祈願花火フェニックスは元旦に発生した能登半島沖地震の復興祈願も兼ねて打ち上げられました。テレビ中継等もありましたが現地で見る迫力は圧巻でした。



CONTENTS

● ひと言、発言	ざっくり分かるファイナンス	P 1
● 今知っておきたい相続の話	生命保険契約の照会制度	P 2
● 税務	売上総利益の重要性や改善方法	P 5
● 生命保険	死亡保険と借入金	P 7
● インボイス関連情報	キャッシュレス納付を始めませんか？	P 8
● システム	事業承継に伴う税負担と対策	P 9
● 事業承継	夏期休業のお知らせ	P 10
● 事務所からのお知らせ		P 13
● 営業カレンダー		P 13
● あとがき		P 13

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

ざっくり分かるファイナンス…

先日SNSで紹介されていた書籍「ざっくり分かるファイナンス “経営センスを磨くための財務”」を早速購入。

著者は、石野雄一さん、出版社は光文社、価格は792円。2007年の初版発行で、2024年6月で36刷発行となっています。

その本は、次の6章で構成されています。

第1章 会計とファイナンスはどう違う？

第2章 ファイナンス、基本のキ

第3章 明日の1万円より今日の1万円～お金の時間価値

第4章 会社の値段

第5章 投資の判断基準

第6章 お金の借り方・返し方

第1章では、会計とファイナンスには、2つの明確な違いがあると述べています。

1. 会計は「利益」を扱い、ファイナンスは「キャッシュ（現金）」を扱う
2. 会計は「過去」の数字を扱い、ファイナンスは「未来」の数字を扱う

著者は『ファイナンスが扱う「キャッシュ」は残高を調整できないため、経営者の考えがどのようなものであったとしてもキャッシュの残高は変わらない…』と述べています。これが、本書に何回か出てくる「キャッシュは嘘つかない」という言葉の所以のようです。

B/S（貸借対照表）、P/L（損益計算書）、C/S（キャッシュフロー計算書）についても、わかりやすく書かれています。

第3章の「明日の1万円より今日の1万円」も興味深い内容でした。「お金の価値は、そのお金をいつ受け取るかで変わる」という考え方にはファイナンスの中でもっとも重要な考え方だと述べられています。

おすすめの一冊です。

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeiriishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の8月9日掲載のものです。

相 続

今知りたい相続の話

その40 『生命保険契約の照会制度』

<Q>

先日、父が他界しました。これから相続の手続きや相続税の申告の準備をする予定で、財産の確認をしています。

生命保険も何本か契約していると聞いており、生命保険証券の何枚かは見つけましたが、他にないか心配です。

生命保険の照会制度ができたと聞きましたが、お教えいただければ幸いです。

<A>

1. 死亡保険金の取り扱い

生命保険の死亡保険金は、契約形態によって「相続税」、「所得税」、「贈与税」という3種類の税金の対象となります。

契約形態とは、「契約者（保険料負担者）」、「被保険者（保険の対象となる人）」、「受取人」が誰であるかということで、次の取り扱いとなります。

1. 契約者と被保険者が同一人の場合の契約例

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
夫	夫	妻	相続税

2. 契約者と受取人が同一人の場合の契約例

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
夫	妻	夫	所得税

3. 契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合の契約例

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
夫	妻	子	贈与税

上記1のケースでは、死亡保険金はみなし相続財産として、相続税の課税対象になります。しかし、保険金の受取人が法定相続人の場合は保険金のうち、以下の金額が非課税になります。

$$\text{非課税となる金額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

通常、相続税の基礎控除額を上回る相続財産には、相続税がかかります。しかし、基礎控除額を超える分のお金を事前に保険会社に支払い、死後に保険金として相続人が受け取れるようにすれば、非課税枠が適用され、相続税の支払いがなくなったり減らしたりできる可能性があります。

非課税枠の計算で用いる法定相続人の数には、相続放棄をした人も含まれます。ただし、非課税枠の対象となるのは法定相続人のみで、相続放棄をした人が保険金を受け取っても、非課税枠は利用できません。

生命保険を、有効に活用することをおすすめいたします。

2. 生命保険契約の照会制度

家族全員の生命保険の保険証券の保管をきちんとされている場合は大丈夫かと思いますが、本人任せで把握していないという方も多いようです。

実は、2021年7月から、生命保険契約照会制度がスタートしています。生命保険協会に必要書類を提出すると、協会に加盟する42社に保険契約が存在しているかどうかを一括で照会してくれる制度です。

利用は平時利用と災害時利用に大別され、今回の能登半島地震で適用された災害時利用は、災害救助法適用地域での死亡の場合、利用料は無料。平時利用の場合であっても、利用料は調査しようとする親族等1人につき3000円となっています。

契約者が認知症になったりすると、家族は必要な書類を発見するのが非常にむずかしくなりますが、その場合はこの制度を活用することも方法の一つです。

一括照会ができるケースは、

- ① 家族が死亡した
 - ② 家族に認知判断能力の低下があったことが認められる
 - ③ 家族が災害によって死亡もしくは行方不明となった
- のいずれかのケースに限られます。

生命保険を照会する目的が家族の死亡である場合、手続きを行えるのは、

- ① 照会対象者（被相続人）の法定相続人
- ② 法定代理人
- ③ 任意代理人
- ④ 被相続人の遺言執行人

に限られます。

ただし、協会に加盟していない共済などは一括では照会できないので、まずは銀行口座の引き落とし履歴や保険料控除証明書などによって契約の有無の確認をするのも方法の一つです。

照会に要する日数は2週間程度とのことですので、相続税申告期限（10ヶ月）に間に合うように余裕を持って照会することをおすすめします。

今回の能登半島地震に被災された方が、この照会制度を利用し、「助かった」「ありがたい」という声が寄せられているとのことです。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。

相談は無料です。



税務

売上総利益の重要性や改善方法

前回のみどり通信にて4つの利益を書かせていただきました。今回はその中でも最初に出てくる「売上総利益」の重要性や改善方法などをみていきます。

売上総利益(うりあげそうりえき)とは、商品やサービスで得た売上高から、商品の原価(売上原価)を差し引いた利益のことです。粗利(あらり)、粗利益(あらりえき)とも呼ばれます。

企業の収益性を大まかに測れる金額であり、企業の業績把握や同業他社との比較などに用いられる指標です。

■売上総利益からわかること

1. 企業の経営状態を測れる

売上総利益がプラスの場合は、企業が利益を上げていることがわかります。反面、売上総利益がマイナスの場合は、企業は損失を出していることになります。

2. 商品やサービスの付加価値を把握できる

売上総利益は、会社や商店などの売上高から売上原価を差し引いた金額です。例えば、ある会社が10万円で原材料を仕入れ、商品を製造して20万円で販売した場合、10万円が売上総利益となります。

つまり、売上総利益は会社や商店などが仕入れたものに加えた「付加価値」といえる金額です。売上総利益が高ければ、企業はそれだけ高い付加価値を生み出しているといえます。

■売上総利益の改善方法

売上総利益の改善は、企業の収益性を高めるために大切な視点です。以下では、売上総利益の改善の例になります。

1. 売上高を増やす

売上総利益の改善には、「売上高を増やす」のがシンプルな方法です。

売上高を増やす取り組みには、新たな販売エリアや顧客を開拓する、優秀な人材を確保する、既存の顧客からの売上を強化する方法などがあります。

そのほか、新製品やサービスを開発し、新たな収益の柱を構築するのも有効な手段です。

2. 価格設定を見直す

売上高を増やすためには、価格設定の見直しも重要です。ただし、価格を上げすぎてしまうと販売数が減り、売上高が減少する恐れもあります。原価や需要、市場価格などを考慮し、適切な価格に設定する必要があります。

また、顧客ニーズを改めて調査し、商品のパッケージングを見直すことで付加価値を高め、高価格で販売ができないか、考えてみましょう。

3. 売上原価を削減する

売上総利益の改善には、売上高を増やすほかに売上原価を削減する方法も有用です。製造業であれば、加工工程を少なくする、材料費を削減するなどの原価削減方法があります。

そのほか、ムダ・ムラ・ムリを見つけ出し、コストを削減していくのも有効な方法です。

4. 製品のラインナップを見直す

自社の取り扱う製品や商品の中には、粗利の大きい製品もあれば少ない製品もあるでしょう。製品のラインナップを見直し、粗利の大きい製品を重点的に製造・販売することで、売上総利益を増やせるケースがあります。

今一度、自社の売上総利益に着目し、問題がないか確認していきましょう。

担当：堀内 勇一

生命保険

今回のテーマ

『死亡保険と借入金』

死亡保険は、その名の通り被保険者が死亡した際に保険金が支払われる生命保険です。残された遺族のその後の生活のために加入される方も多いかと思いますが、個人事業主や会社の経営者で事業の借入金がある場合は、その返済対策に活用することができます。

借入金というと、主には金融機関からの借入金があるかと思います。実はこのような借入金にも、住宅ローンと同じように団信（団体信用生命保険）をつけることができます。

しかしある調査によると、金融機関から借入をする際に、団信をつけずに経営者が連帯保証人になっているケースが約8割を占めるそうです。

「つまり多くの場合、経営者に万が一があった時に会社が借入金を返済できなければ、その借入金の返済義務は経営者のご家族に相続されてしまいます。」

その際に返済できるだけの資金があればよいですが、相続放棄や自己破産などせざるを得ない可能性もあります。

上記のようなことが起こらないためにも、そのリスクに応じた備えが必要です。今一度、少なくとも下記のポイントは確認しておきましょう。

- 自社の借入金（金額・返済期間）
- 団信をつけているのか、経営者保障（社長が連帯保証人）をつけているのか
- 個人の不動産などを担保にしている等、個人保証を提供しているか

昨今は死亡保障だけでなく、掛けなくなるリスクに対する保障にも焦点が当てられています。医療技術が発達した現代においてそれはとても重要なリスクヘッジです。しかしながら、保障の土台となるのは死亡保障であるかと思います。

改めて自社に必要な保障を把握し備えることで、「会社」と「家族」の両方を守ることができます。

健康状態や会社の状況などにより最適な商品は変わってくるかと思います。弊社では複数社の死亡保険を取り扱っております。弊社もしくは弊社担当者にお気軽にご相談ください。

伊藤 寛峻



インボイス関連情報

担当：大橋 裕也



Q、インボイス制度が開始され、10ヶ月ほど経過しているのですが、まだ、受け取る請求書等にインボイスとして必要な事項の記載が漏れていることがあります。その場合の対応を教えてください。

A、原則は買手側自ら修正・追記することはできませんので、売手である適格請求書発行事業者に対して修正したインボイスを再発行していただく事になります。しかし、買手側で修正するのみでなく、その修正した事項について売手側の「確認」を受けることでその書類をインボイスとすることができます。

○確認は「電話」や「メール」等で行うことになるが注意は必要

国税庁のホームページには、特に確認方法については記載されていないため、電話や口頭での確認を受けることも否定されていません。しかしながら、確認を受けたことを証明するためにも、やり取りが残るメール等で確認を行うことが望ましいと思われます。修正する内容の重要度や取引先との普段の連絡手段によっては電話で行うこともあると思われますので、その場合は「〇月△日、先方〇〇さんに電話で確認済み」等の記録を残しておくようにしましょう。

引用先：国税庁HP Q&A「お問い合わせの多いご質問 問6」

○インボイス制度特設サイトのご紹介

インボイス制度が開始され、10ヶ月が経過しました。経理を担当されている皆さんも慣れてきましたでしょうか。そんな中、インボイスについて業務中にあれ?と疑問に思うこともあるかと思います。国税庁では「インボイス制度特設サイト」を開設しており、全国からの質問や問い合わせへの回答を公開しています。是非参考にしてみてください。

引用先：国税庁 インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

システム

キャッシュレス納付を始めませんか？

昨今、クレジットカードや交通系ICカード等の普及により、キャッシュレスでの支払いが多くなっておりますが、納税のキャッシュレス化も進んでいます。

きっかけは、国税庁からのお知らせである「**納付書の事前送付の取りやめ**」ではないでしょうか。

電子申告を行っている法人への納付書の送付が取りやめられることとなり、電子納税への対応をしなければなりません。

そこで、電子納税への対応として株式会社TKCが提供する**TKC電子納税かんたんキット**をぜひご利用下さい。

TKC電子納税かんたんキットをご利用いただくと…

- ・金融機関の窓口に行かずに納付ができます。
→待ち時間が発生せず、いつでもどこでも納付ができます。
- ・納付書への転記、納付税額の手計算は不要です。
→株式会社TKCが提供する給与システムや税務システムで作成した源泉所得税や住民税、法人税等の納付税額のデータを連携するため、転記のミスがなくなり、納付事務にかかる手間を省略化できます。
- ・国税はすべての税目の納付ができます。
地方税は自動車税や固定資産税の納付にもご利用いただけます。
- ・複数の市町村へ一括で納付できます。
- ・電子納税の履歴をいつでも確認できます。

まずは、毎月納付の源泉所得税や住民税からTKC電子納税かんたんキットを利用してキャッシュレス納付を始めましょう。

ぜひ、ご相談下さい。

サポート詐欺にご注意下さい！

インターネット閲覧中に偽のセキュリティ警告等を表示し、金銭を騙し取ろうとする「**サポート詐欺**」が全国的に多発しています。

不安を煽る音や画面が表示されることがありますすぐに信用せず、慎重な判断をお願いいたします。

偽のセキュリティ警告画面で**指示される操作をしない**、偽のセキュリティ警告画面で表示される電話番号に電話をしない、偽のセキュリティ警告画面で**指示されるソフトウェアのインストールをしない**ことが大切です。

担当：橋

事業承継

事業承継に伴う税負担と対策

1. 事業承継での資産取得に係る税負担

事業承継では、後継者が経営者から自社株式や事業用資産を取得することに伴い、贈与税や相続税が発生します。事業承継の際に活用できる特例をまとめたものを紹介します。

2. 贈与税の概要

- 年間 110 万円までの贈与ならば税金はかからない

自社株式などの財産を生前贈与する場合は、贈与税が課税されます。ただし贈与税は、暦年課税として年間 110 万円の基礎控除を受けることができ、基礎控除額までの贈与については贈与税は課税されません。基礎控除額を超えた部分については 10%～55% の累進税率で課税されます。また、相続開始前 3 年以内に贈与を受けた財産については相続財産に加算されます。(令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与については 7 年以内)

- 生前贈与した財産について相続時に相続財産に合算する制度も

贈与税の課税方式には、歴何課税のほかに相続時精算課税制度があります。60 歳以上の父母又は祖父母から 18 歳以上の子又は孫に対し財産を贈与した場合に選択することができます。この制度を選択した贈与財産については、特別控除額 2,500 万円の範囲内の金額には贈与税が課税されません。特別控除額を超える部分については、一律 20% の税率で課税されます。将来、贈与者が死亡して相続が発生したときは、贈与財産を相続財産に合算して相続税額を計算し、すでに支払った贈与税相当額を相続税額から控除することができます。

3. 相続税の概要

相続税は、被相続人（死亡した人）の財産を相続や遺贈、相続時精算課税制度にかかる贈与などによって取得した場合に、その取得した財産の価額に基づいて課税されます。ただし、相続税はすべての人に課税されるのではなく、課税遺産総額が相続税の基礎控除額を超えるときに課税されます。相続税の基礎控除額は、「3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)」で求められます。つまり、相続税が課税されるか否かは、課税遺産総額と法定相続人の数によって決まります。

4. 小規模宅地等の特例

相続開始の直前まで先代経営者（被相続人）または生計を一にしていた親族の事業用や居住用として使用されていた宅地等（借地権等を含む）を相続した場合は、相続税の課税価格から一定の割合が減額されます。

事業用の宅地等については、申告期限まで事業を継続すること等の条件を満たした場合、 400 m^2 （居住用宅地等と併せて最大 730 m^2 ）まで、評価額の 80% が減額されます。

5. 死亡退職金に対する相続税の非課税枠

- 死後 3 年以内の退職金は相続税の課税対象

退職金は通常、所得税が課税されますが、経営者（被相続人）の死亡後 3 年以内に支給が確定した退職金（死亡退職金）は、相続財産とみなされ相続税の課税対象となります。

死亡退職金については、経営者（被相続人）のすべての相続人（相続放棄をした人や相続権を失った人は含まれません）が取得した退職金の合計額が非課税限度額（ $500\text{ 万円} \times$ 法定相続人の数）以下であれば、相続税は課税されません。

6. 死亡保険金に対する相続税の非課税枠

- 一定の死亡保険金は相続税の課税対象

経営者（被相続人）の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部または一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となります。

死亡保険金については、経営者（被相続人）のすべての相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません）が受け取った保険金の合計額が非課税限度額（ $500\text{ 万円} \times$ 法定相続人の数）以下であれば、相続税は課税されません。

出典：中小企業庁「経営者のための事業承継マニュアル」

山口真広

事業承継に伴う対策税制

事業承継を円滑にする税務上の特例

将来、後継者が負担する相続税を少しでも軽減したい

後継者に事業用資産を計画的に生前贈与したい

暦年課税では時間がかかるので、後継者や将来の相続人にまとまった財産を生前贈与したい

会社の業績が伸びているので自社株式の評価額が上がらないうちに、後継者に生前贈与したい

後継者として自社株式を相続したいが、税負担によって十分な株式を相続できないため納税を猶予してほしい

従業員を後継者に決めたが、自社株式の取得にかかる贈与税の納税資金が準備できないので、納税を猶予してほしい

相続財産に先代経営者（被相続人）が所有していた自宅の宅地が含まれている

相続財産に先代経営者（被相続人）が所有していた工場の敷地がある

先代経営者が突然亡くなり、その後、退職金の支給額が決まった

後継者が事業の運転資金や納税資金に困らないよう、自分（経営者）の死後、後継者に確実に渡せるお金を確保したい

贈与税の暦年課税

年間110万円までの贈与が非課税

相続時精算課税制度

特別控除額2,500万円を超える部分について、20%の贈与税。将来、相続財産に合算して相続税を計算

事業承継税制

非上場株式（自社株式）の贈与税・相続税の納税を猶予および免除

小規模宅地等の特例

事業用や居住用の宅地の課税価格を最大8割軽減

死亡退職金に対する相続税の非課税枠

死亡保険金に対する相続税の非課税枠

◆◇ 事務所からのお知らせ ◆◇

- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休業のため下記日程を休業させていただきます。
何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。



8月10日(土)~8月18日(日)

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◆◇

赤は山口会計の休業日

8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

◆◇ あとがき ◆◇

連日の猛暑と日本選手が大活躍のパリオリンピックの熱戦が続いていますね。高校野球夏の甲子園でも今年から朝夕制導入など改革が進められています。

先日の新聞記事で、コンビニで靴下が売れている。という記事が載っていました。

私は、コンビニで靴下を買った事も見た事すらなかったので驚きました。

基本的に靴下等は、某衣料品チェーンで買っています。特に不満も無く、前回(昨年)と同じものでいいんですが、素材や形・パッケージなどが年々進化しています。

今度、コンビニで靴下等を見てみたいと思います。

宮本 隆夫

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp